

日本郵便株式会社の業務区分別収支 及び郵便事業の収支の状況 (2016(平成28)年度)

2017年8月30日



業務区分別収支

(単位：億円)

○ 2016年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

(参考) 2015年度

業務の区分	営業収益	営業費用	営業損益
第一号業務（郵便業務等）	13,901	13,801	100
第二号業務（銀行窓口業務等）	5,593	5,460	133
第三号業務（保険窓口業務等）	3,596	3,418	178
第四号業務（その他）	6,586	6,310	276
合計	29,676	28,989	686

営業収益	営業費用	営業損益
14,024	13,946	79
5,640	5,552	88
3,419	3,272	148
6,267	6,204	64
29,351	28,973	378

注1 業務区分別収支は、日本郵便株式会社法（以下「法」といいます。）第14条及び第18条の規定に基づき作成・公表するものです。

注2 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

注3 業務の区分は、次のとおりです。

- ・ 第一号（郵便業務等）とは、法第14条第1号に規定する業務（郵便の業務、印紙の売りさばき業務及びお年玉付郵便葉書等の発行の業務並びにこれらに附帯する業務）です。
- ・ 第二号（銀行窓口業務等）とは、法第14条第2号に規定する業務（銀行窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第三号（保険窓口業務等）とは、法第14条第3号に規定する業務（保険窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第四号（その他）とは、法第14条第4号に規定する業務（荷物、不動産及び物販等の業務）です。

郵便事業の収支の状況

(単位: 億円)

○ 2016年度 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)

(参考) 2015年度

郵便物の種類等	営業収益	営業費用	営業損益
内国郵便業務	12, 449	12, 463	△ 15
第一種郵便物 (封書)	6, 826	6, 700	126
第二種郵便物 (はがき)	3, 679	3, 978	△ 298
第三種郵便物 (雑誌、新聞)	94	159	△ 65
第四種郵便物 (通信教育等)	7	18	△ 12
郵便法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物	1, 063	992	71
郵便法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物	780	616	164
国際郵便業務	975	832	143
通常郵便物	215	216	△ 1
小包郵便物	229	177	52
EMS郵便物	531	439	92
合計	13, 424	13, 295	128

営業収益	営業費用	営業損益
12, 475	12, 469	6
6, 678	6, 559	119
3, 677	3, 971	△ 294
99	166	△ 67
7	18	△ 11
2, 013	1, 755	258
1, 078	960	117
13, 552	13, 429	123

注1: 郵便事業の収支の状況は、郵便法第67条第7項の規定に基づき公表するものです。

注2: 郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令 (平成二十九年総務省令第二十二号) (2017年3月31日施行) による改正後の郵便法施行規則 (平成十五年総務省令第五号) の規定に基づき、2016年度から従前より詳細な区分で収支の状況を公表しています。

注3: 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

(備考)

- ・郵便法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の特種取扱とした郵便物をいいます。
- ・郵便法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、上記以外の特殊取扱 (速達等) とした郵便物をいいます。

(参考)

商品	営業収益	営業費用	営業損益
荷物 (ゆうパック、ゆうメール)	4, 889	4, 861	28

営業収益	営業費用	営業損益
4, 757	4, 749	8